

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

周辺住環境を悪化させている鉄筋加工工場に対して 都市計画法違反で除却命令を発令しました！

市街化調整区域に、都市計画法第43条に基づく許可を受けずに建築物を建築したため、工場上屋の違反建築物の所有者である

に対して、平成21年10月9日に同法第81条第1項に基づき、建築物の除却命令を発令しました。

また、都市計画法第81条第3項に基づく標識を、現場に設置しました。

に対しては、平成6年に詰所、休憩所・倉庫2棟の除却命令、平成10年に工場上屋の工事停止命令を発令し、違反是正に向けて指導を行ってきました。しかしその後も、駐輪場・倉庫、休憩所の2棟の増築を行うなど是正する意思を示さず、また、鉄筋加工作業の騒音により、周辺住環境を悪化させ、近隣住民に迷惑をかけていることから既に除却命令を行っている建築物を含めて、改めて工場上屋等の建築物5棟に対して、除却命令を発令しました。なお、騒音については環境創造局規制指導課にて指導中です。



正面



工場上屋

裏面につづく

1 建築物の概要

| | |
|---------|---|
| 建 築 場 所 | 横浜市緑区北八朔町1766番 |
| 地 域 地 区 | 市街化調整区域 |
| 建築物の概要 | 用 途 事務所等(命令済)、鉄筋加工工場、倉庫等 構 造 鉄骨造、プレハブ 階 数 地上1、2階、計5棟(内2棟、命令済) 延べ面積 計409㎡ |

2 違反の概要

| | |
|---------|--------------------|
| 違 反 条 項 | 都市計画法第43条(無許可の建築物) |
|---------|--------------------|

3 措置命令の内容

| | |
|-----------|--------------|
| 命 令 内 容 | 違反建築物を除却すること |
| 弁 明 の 機 会 | 平成21年9月30日 |
| 命 令 発 令 日 | 平成21年10月9日 |
| 履 行 期 限 | 平成22年2月28日 |

4 主な指導経過

| | |
|-------------|--|
| 平成19年1月17日 | 過去に命令した違反建築物で未だ是正されていない違反建築物の是正促進として、再度是正指導開始 |
| 平成19年8月8日 | 事情聴取にては是正指導実施するも是正の意思なし |
| 平成20年8月8日 | 騒音により周辺住環境を悪化させているため、環境創造局規制指導課と連携して合同調査実施。工事停止命令発令後、更に2棟の増築を確認した。 |
| 平成20年11月25日 | 呼出通知送付するも来庁せず |
| 平成21年5月19日 | 平成21年8月19日までに移転又は除却するよう是正勧告を通知するも是正の意思を示さなかった |
| 平成21年9月16日 | 平成22年2月28日までに除却する命令を発令するにあたっての弁明の機会付与通知を送付 |
| 平成21年10月9日 | 命令の発令 |

5 今後の対応

都市計画法第81条第3項の規定に基づき当該命令を発令した旨を市報に登載するとともに、横浜市まちづくり調整局違反对策課のホームページにもあわせて登載し、命令の履行を強く求めてまいります。

なお、期限までに命令が履行されない場合は、刑事告発などの措置を検討してまいります。